

成年後見人等のしごと

成年後見人等の職務となること

- 金銭に関する支援(財産管理)や生活に関する支援(身上保護)
 - ・ 預貯金を管理して、引出や振り込みをします。
 - ・ 本人を代理して、各種の手続きや契約をします。(介護保険サービスの利用契約や施設への入所契約、年金や社会保険の手続きなど)
 - ・ 新しい契約をするときには「本人のためになるか」「財産に余裕があるか」などを考慮し行います。
- 家庭裁判所への報告

成年後見人等の職務ではないもの

- 日用品購入
- 事実行為(食事や排せつの介助、送迎、病院への付き添い)
- 身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 居住する場所の指定(強制)
- 死後事務



岡崎市成年後見支援センターの業務

相談

お電話や窓口で、判断能力に不安のある人の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。相談内容によって、成年後見制度の利用の案内を含め、必要な関係機関と連携しながら支援を行います。



手続き支援

成年後見制度の利用を必要とする人への手続きや申立てに関する支援や調整を行います。

後見人支援

親族後見人等からの相談などに応じ、助言などの支援を行います。

普及・啓発

「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」をより多くの人に知っていただくために、制度の正しい理解や普及、利用の促進を図ります。

法人後見の受任

適切な成年後見人(保佐人・補助人)を得られないときは、岡崎市社会福祉協議会が法人として成年後見人(保佐人・補助人)となり支援します。

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会

岡崎市成年後見支援センター

〒444-0802 岡崎市美合町字五本松68番地12
岡崎市社会福祉センター 3階

TEL:0564-47-8760

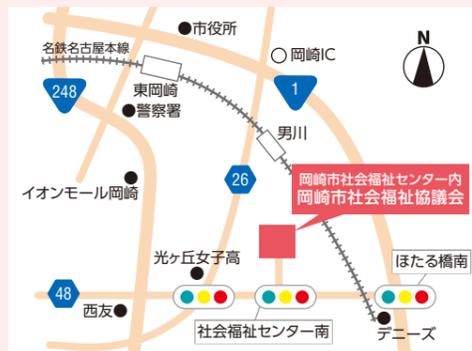
FAX:0564-47-8753

seikatsu@okazaki-shakyo.jp

開設時間:8:30 ~ 17:15(土日祝、年末年始除く)



岡崎市社会福祉協議会
マスコットキャラクター はびりん



岡崎市 成年後見支援 センター



岡崎市成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが困難な状態にあっても、安心して暮らしていただけるように、成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いを行います。

このような困りごとがあれば、ご相談ください。

財産

- 物忘れがあり、お金や不動産の管理ができない
- 訪問販売や悪質商法の被害を受けている
- 相続などの手続きができない

契約

- 福祉サービスを利用したいが、自分では契約が難しい
- 施設入所を考えたが、自分では手続きが難しい

将来

- 自分に何かあった時に障がいのある子どもの生活が心配
- 今は元気だが、将来の生活や財産管理に不安がある

制度

- 成年後見制度を詳しく知りたい
- 成年後見制度を利用したいが、手続きがわからない

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会

成年後見制度とは

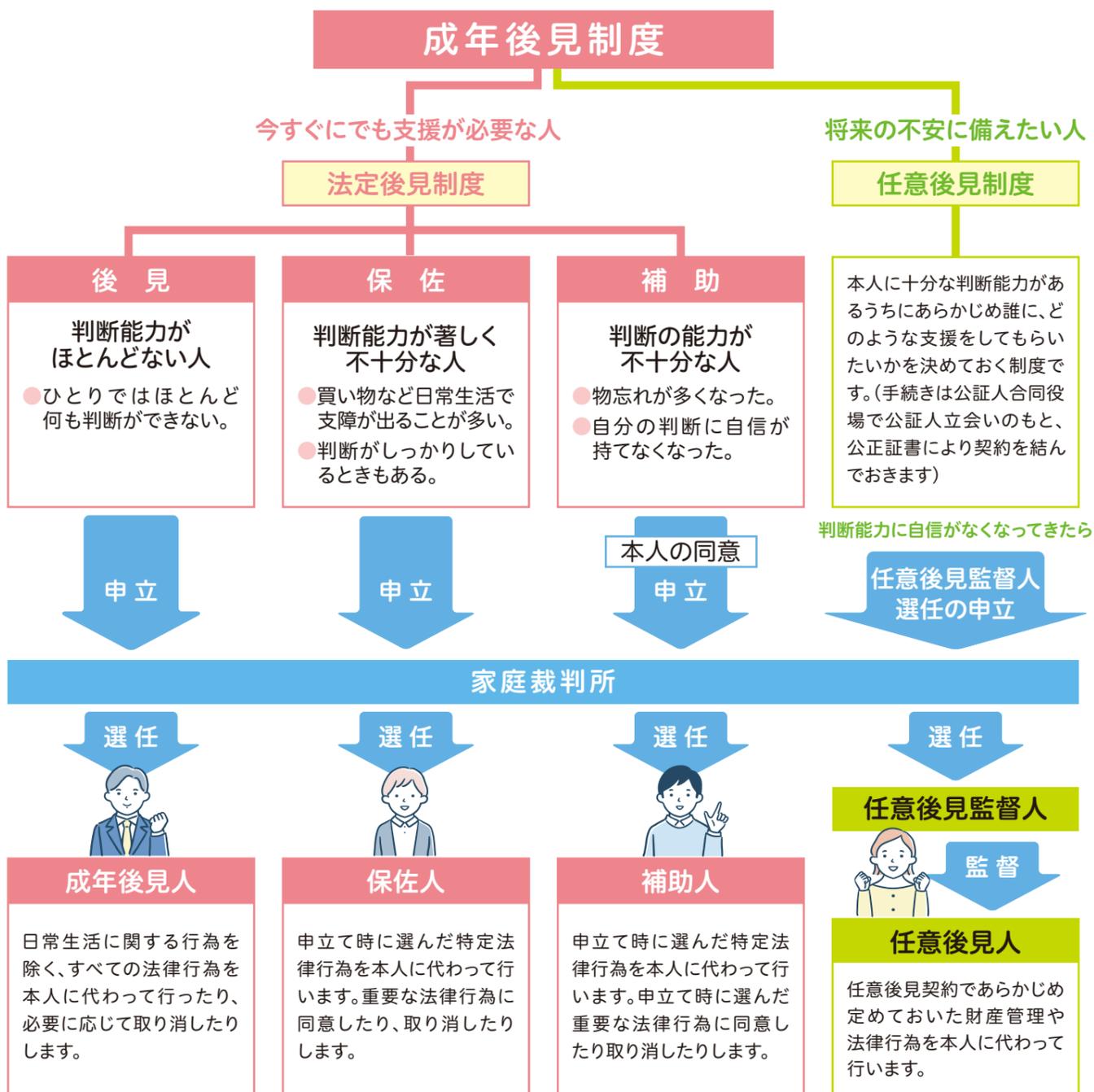
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を支援するために、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。



成年後見制度のしくみ

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。

法定後見制度では、判断能力不十分な人が対象となり、本人の判断能力の程度によって、さらに3種類に分けられます。任意後見制度では、判断能力が十分ある人が、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう内容を決めておく制度です。



成年後見制度



Q 成年後見制度を利用するためにはどうしたらいいのでしょうか？

A 家庭裁判所に申立て(申請)を行います。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、市長(身寄りがなく本人が申立てできない場合)です。



Q 誰が成年後見人(保佐人・補助人)になるのでしょうか？

A 家庭裁判所が、最も適任だと判断した人を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の人(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法人等)を選任する場合があります。本人に対して、訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある人は、成年後見人となることができません。



Q 申立てする時の費用はどのくらいですか？

A 家庭裁判所に申立てする時に費用が必要となります。申立てには、申立書や医師の診断書、戸籍謄本などの書類が必要となります。詳しくは、当センターや家庭裁判所等へお尋ねください。任意後見制度については、公証人合同役場へお尋ねください。



成年後見制度に関すること
名古屋家庭裁判所 岡崎支部
(0564)51-8950

任意後見契約に関すること
岡崎公証人合同役場
(0564)58-8193

- 申立てに必要な書類のうち、主なものは次のとおりです
- 住民票
 - 戸籍謄本
 - 医師の診断書
 - 登記されていないことの証明書
 - 鑑定費用 ※鑑定が省略された場合には、鑑定費用は必要ありません。
 - 申立て手数料
 - 後見登記手数料
 - 送達、送付費用

Q 成年後見人(保佐人・補助人)、任意後見人の報酬はどのくらいかかりますか？

A 後見業務の内容とご本人の資産に応じ、家庭裁判所が報酬額を決定します。目安としては、月額1~5万円程度で、特別困難な事情等が発生した場合には相当額が付加される場合もあります。報酬は本人の財産の中から支出しますが、本人の収入や財産が少ない場合は、市の補助が利用できる場合があります。任意後見制度の場合は、あらかじめ任意後見契約で決めた金額となります。

